

保育士の配置基準の改善を求める意見書

「子どもたちにもう一人保育士を」という声が、保育士、保護者からあがっている。コロナ禍のもと、社会活動を維持するための保育所の役割の重要性は、広く社会的に認識されてきた。しかし、保育所の環境・条件の改善のスピードが追いついていない。特に近年、保育時間が長時間化し、開所日数も増加しており、負担が増えている。コロナ禍への対応も加わり、保育現場の多忙化は深刻なレベルに達している。こうした現場の状況を受けて、保育士の早期離職や保育士確保の問題という悪循環が生じている。

保育士の配置基準は、1948年に国が省令で定めた、保育所の運営・認可に必要な保育士数の最低基準であるが、4、5歳児は保育士1人に対しておおむね30人で、74年間変わっていない。他の年齢でも、1、2歳児が保育士1人あたり6人、3歳児が保育士1人あたり20人であり、海外の配置基準と比較しても、保育士1人あたりの子ども的人数が多いことが指摘されている。厚労省は、配置基準を引き上げると基準を満たす保育士が確保できないというが、保育士の配置基準の改善で子ども一人ひとりに丁寧な保育ができる環境をつくり、生活できる賃金の保障をすすめることで、潜在保育士の問題解決にもつながる。

自らは声をあげることができない子どもの命と安全を守るためにも、保育士の配置基準の改善は急務である。政府は、4、5歳児の配置基準の見直しを10年前に約束していることから、早急に取り組むことを強く求める。

1、保育士の配置基準を見直し、改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。